

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、深谷地区共同施行の土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）深谷地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成24年12月21日から平成25年1月16日まで縦覧に供する。

平成24年12月14日

香川県知事 浜 田 恵 造